

第31回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 13番, 15番)

開催期日 令和8年1月29日

第31回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月29日(木) 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1番 鈴木正志	10番 長尾卓也
2番 田村俊彦	11番 川崎浩彦
3番 田村賢治	
4番 西川満	13番 寺雅彦
5番 桂一照	
6番 柴田貴浩	15番 吉尾由美子
7番 土門雅一	16番 大櫛和矢
8番 松田とも子	17番 塚本政紀
9番 中島武博	18番 鳥村正行

本日の欠席委員

14番 吉田義弘

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局長	藤澤祐之
〃	事務局主査	清藤大亮
〃	事務局員	山下倅生
〃	事務局員	成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 50 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 51 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第 52 号	農地所有適格法人の設立について
7	議案第 154 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
8	議案第 155 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
9	議案第 156 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
10		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 31 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 16 名、欠席委員 1 名、吉田委員から欠席との報告をいただいております。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様におかれましては年始ということでお忙しい日々を過ごしている事と思います。また、相談案件も多くなってきている方もいらっしゃると思いますが、相手の気持ち十分に考え丁寧な対応をお願いしたいと思います。今年最初の総会で、議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、13 番寺委員、15 番吉尾委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局長）

会務報告のページをお開きください。1 月 7 日に令和 8 年栗山地区新年交礼会が開催され、鳥村会長、塚本代理が出席した。1 月 26 日に農事組合長会議が開催され、鳥村会長が出席した。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第 50 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 50 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、2 件でございます。

番号 1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇67 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇377 番地 6 〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 1 月 19 日でございます。対象農地につきましては、〇〇67 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 2,264 m²外 12 筆。内訳につきましては、田が 5 筆、2,431.13 m²、用悪水路 8 筆 565 m²、13 筆合計 2,996.13 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、柴田委員、西川委員でございます。

番号 2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇67 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町〇〇24 番地 35 〇〇〇〇、成立年月日は令和 8 年 1 月 19 日でございます。対象農地につきましては、〇〇330 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 16,162 m²外 4 筆。内訳につきましては、畑が 4 筆、41,864 m²、用悪水路 1 筆 20 m²、5 筆合計 41,884 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、柴田委員、西川委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 51 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 51 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今月は、2 件でございます。

番号 1 所在 〇〇483 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 3,466 m²外 4 筆。全筆畑でございます。合計 7,109.20 m²となっております。利用状況については普通畑として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 4 年 2 月 28 日、契約期間 令和 4 年 2 月 28 日から令和 14 年 2 月 28 日、解約通知日は令和 8 年 1 月 15 日でございます。賃貸人 栗山町〇〇213 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山

町字〇〇486 番地 〇〇〇〇となっております。

番号2 所在 〇〇217 番地1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積9,074㎡外16筆。全筆田でございまして、合計148,650㎡となっております。利用状況については水田として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和1年12月30日、契約期間 令和1年12月30日から令和11年12月30日、解約通知日は令和7年12月22日でございます。賃貸人 栗山町字〇〇178 番地32 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇178 番地32 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 報告52号「農地所有適格法人の設立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第52号 「農地所有適格法人の設立について」下記のとおり農地所有適格法人設立の届出があったので報告する。

名称 株式会社〇〇〇〇 住所 栗山町字〇〇178 番地32 組織の種類 株式会社、設立年月日が令和7年11月25日、資本金は〇〇〇〇円となっております。 事業内容 1. 農作物の生産、加工、貯蔵、運搬及び販売 2. 農作業の受託 3. 堆肥の生産、販売及び仕入 4. 農地等の肥培管理及び管理受託 5. 農畜産物を加工販売するレストランの設置運営 6. 農家民宿の経営 7. 農業体験施設の経営 8. 産業用機械、農畜産業機械の修理・製造・販売 9. 不動産賃貸業 10. 太陽光、バイオマスによる発電及び売電 11. 上記各号に附帯関連する一切の業務となっております。構成員につきましては〇〇〇〇52歳、〇〇〇〇24歳、〇〇〇〇50歳の3名となっており、構成員要件、従事日数等、農地所有適格法人としての要件を備えている事を報告致します。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第154号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可

否について意見を諮う。今回は、3件でございます。

番号1 所在 ○○11番地7 地目につきましては公簿現況ともに田、面積5,750㎡外2筆。全筆田でございまして合計面積が7,445㎡となっております。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和6年11月30日、契約期間は令和6年11月30日から令和9年11月30日、解約通知日は令和8年1月14日でございます。通知者につきましては賃貸人、○○町○○6-9-4○○○○、賃借人、栗山町字○○168番地63 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○となっております。以上です。

番号2 所在 ○○25番地3 地目につきましては公簿現況ともに田、面積6,073㎡の1筆でございます。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和5年8月31日、契約期間は令和5年8月31日から令和8年11月30日、解約通知日は令和8年1月15日でございます。通知者につきましては賃貸人、○市○○18番9号 ○○○○、賃借人、栗山町字○○168番地63 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○となっております。

番号3 所在 ○○74番地6 地目につきましては公簿現況ともに田、面積2,604㎡外2筆。全筆田でございまして合計面積が9,638㎡となっております。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和5年8月31日、契約期間は令和5年8月31日から令和8年11月30日、解約通知日は令和8年1月14日でございます。通知者につきましては賃貸人、栗山町字○○74番地 ○○○○、賃借人、栗山町字○○168番地63 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんかなければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは採決に移ります。

議案第154号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第154号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第155号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第155号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(売買)2件使用貸借1件の計3件でございます。

番号1 所在 ○○322番地1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積437㎡外1筆。全筆畑でございまして合計面積が589㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○321番地 ○

〇〇〇、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇303 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号2 所在 〇〇734 番地 6、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 4,095 m²外 3 筆。内訳につきましては、田が 3 筆 21,182 m²、雑種地 1 筆 1,517 m²、4 筆合計 22,699 m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇733 番地 1 〇〇〇〇、摘要といたしまして経営規模縮小のため、該当農地を耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇170 番地 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号3 所在 〇〇86 番地 10、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 987 m²外 35 筆。内訳につきましては、田が 333 筆 272,114 m²、畑 3 筆 10,980 m²、36 筆合計 283,094 m²となっております。貸主につきましては、栗山町字〇〇178 番地 32 〇〇〇〇及び〇〇〇〇、摘要といたしまして新しく設立した法人へ申請地を貸し付けたい。借主につきましては、栗山町字〇〇178 番地 32 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、摘要といたしまして、法人の構成員から申請地を借り受けたい。となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(1 番 鈴木)

番号1 につきましては、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(16 番 大櫛)

番号2 につきましては、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(11 番 川崎)

番号3 につきましては、貸主の〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇株式会社へ本人が構成員の法人へ貸し付けるものとなっていることから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 155 号については全て原案どおり決定といたします

日程 9 議案第 156 号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

議案第 156 号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は賃貸借 30 件、所有権移転 3 件、使用貸借 13 件の計 46 件でございます。

整理番号 7 賃 105-1 及び 105-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇229 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇2 丁目 3 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇217 番地 1 現況地目 田、面積 3,257 m²外 1 筆。2 筆とも田でございまして合計 36,231 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 1 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 使 106-1 及び 106-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇341 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇341 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇228 番地 3 現況地目 田、面積 1,062 m²外 42 筆。内訳につきましては、田が 35 筆 101,402 m²、畑が 8 筆 94,736 m²、43 筆合計 196,138 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 18 年 11 月 30 日までの 10 年 9 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦、大豆、種子馬鈴薯で、構成員は男 2 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 107-1 及び 107-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇405 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇11 番地 156 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇5 番地 19 現況地目 田、面積 1,201 m²外 4 筆。全筆田で

ございまして合計 3,267 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 108-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇67 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 19 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇67 番地 1 現況地目 田、面積 2,264 m²外 17 筆。内訳につきましては、田が 5 筆 2,431.13 m²、畑が 4 筆 41,864 m²、用悪水路 9 筆 585 m²、18 筆合計 44,880.13 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期が公告日、土地の引渡時期が対価の支払日となっております。対価につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 19 日となっております。

整理番号 7 所 108-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇377 番地 6 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 19 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇67 番地 1 現況地目 田、面積 2,264 m²外 12 筆。内訳につきましては、田が 5 筆 2,431.13 m²、用悪水路 8 筆 565 m²、13 筆合計 2,996.13 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期が公告日、土地の引渡時期が対価の支払日となっております。対価につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、大豆、小麦、種子馬鈴薯で、世帯員は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 108-3 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇24 番地 35 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 19 日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇330 番地 1 現況地目 畑、面積 16,162 m²外 4 筆。内訳につきましては、畑が 4 筆 41,864 m²、用悪水路 1 筆 20 m²、5 筆合計 41,884 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が普通畑として利用、所有権移転の時期が公告日、土地の引渡時期が対価の支払日となっております。対価につきましては 10a あたり、畑 〇〇〇〇〇〇円、用悪水路 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。

対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年3月19日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、種子馬鈴薯で、世帯員は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使109-1及び109-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇9番地7 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇21番地2 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月7日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇739番地1 現況地目 田、面積41,987㎡外1筆。2筆とも田でございます合計43,987㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和8年8月31日までの6か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、そばで、世帯員は男1人、女3人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使110-1及び110-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇285番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇77番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月7日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇82番地B 現況地目 田、面積4,543㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和17年11月30日までの9年9か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、世帯員は男1人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使111-1及び111-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇285番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月7日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇93番地1 現況地目 田、面積4,432㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和17年11月30日までの9年9か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、世帯員は男3人、女3人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使112-1及び112-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇523番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月7日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇42番地1 現況地目 田、面

積 15,989 m²外 2 筆。全筆田でございまして、合計 34,231 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 8 月 31 日までの 6 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲、小麦、玉葱で、構成員は男 3 人、女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 113-1 及び 113-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇198 番地 8 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇492 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇611 番地 4 現況地目 畑、面積 12,052 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦、大豆で、世帯員は男 5 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 使 114-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇35 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇66 番地 3 現況地目 畑、面積 9,316 m²外 41 筆。内訳につきましては、田が 30 筆 66,231 m²、畑が 12 筆 111,206 m²、42 筆合計 177,437 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 9 か月となっております。

整理番号 7 賃 114-2 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇35 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 6 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇43 番地 5 現況地目 畑、面積 19,403 m²外 1 筆。2 筆とも畑でございまして合計 27,081 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 114-3 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇19 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 6 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇23 番地 92 現況地目 田、面積 89 m²外 4 筆。全筆田でございまして合計 902 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 9 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でご

ございます。

整理番号7賃114-4 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇35番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月6日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇43番地4 現況地目 畑、面積26,800㎡外48筆。内訳につきましては、田が35筆67,133㎡、畑が14筆138,287㎡、49筆合計205,420㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和17年11月30日までの9年9か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、種子馬鈴薯で、構成員は男2人、女2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃115-1及び115-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇47番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇213番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇167番地76 現況地目 田、面積136㎡外14筆。内訳につきましては、田が10筆46,720.33㎡、畑が5筆7,109.20㎡、15筆合計53,829.53㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和12年11月30日までの4年9か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦、大豆で、世帯員は男3人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃116-1及び116-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇168番地63 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇83番地3 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇129番地4 現況地目 田、面積2,085㎡外6筆。内訳につきましては、田が6筆21,169㎡、畑が1筆3,519㎡、7筆合計24,688㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和10年11月30日までの2年9か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱で、構成員は男2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使117-1及び117-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇83番地3 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇284番地5 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇346番地1 現況地目 田、面積13,774㎡外9筆。内訳につきましては、田が9筆24,394㎡、畑が1筆2,678㎡、10筆合計27,072㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和8年11月30日までの9か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱で、構成員は男2人、女2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃118-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇168番地63 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇2番地3 現況地目 田、面積3,843㎡外4筆。全筆田でございまして合計39,630㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和10年11月30日までの2年9か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号7賃118-2 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇町〇〇6番地9-4 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇11番地7 現況地目 田、面積5,750㎡外2筆。全筆田でございまして合計7,445㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和10年11月30日までの2年9か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号7賃118-3 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇18丁目9番12号 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇11番地8 現況地目 田、面積5,038㎡外5筆。全筆田でございまして合計34,223㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年2月20日から令和10年11月30日までの2年9か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号7賃118-4 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇18番9号 〇〇〇〇、申出年月日は令和8年1月15日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇25番地3 現況地目 田、面積6,073㎡の1筆となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令

和 8 年 2 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 2 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 118-5 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇16 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇12 番地 1 現況地目 田、面積 16,300 m²外 3 筆。全筆田でございまして合計 20,168 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 2 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 118-6 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇74 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇74 番地 6 現況地目 田、面積 2,604 m²外 2 筆。全筆田でございまして合計 9,638 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 2 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 118-7 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇97 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 15 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇295 番地 現況地目 田、面積 8,148 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 2 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 118-8 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 15 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇295 番地 現況地目 田、面積 8,148 m²外 22 筆。全筆田でございまして合計 125,325 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 2 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱で、世帯員は男 2 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 119-1 及び 119-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇104 番地 9 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を

設定する者 栗山町字〇〇150 番地 44 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇146 番地 現況地目 畑、面積 29,778 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦、大豆で、世帯員は男 2 人、女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 120-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇686 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇679 番地 1 現況地目 田、面積 21,356 m²外 5 筆。内訳につきましては、田が 5 筆 51,565 m²、畑が 1 筆 1,123 m²、6 筆合計 52,688 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 120-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇603 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇679 番地 1 現況地目 田、面積 21,356 m²外 3 筆。内訳につきましては、田が 3 筆 43,124 m²、畑が 1 筆 1,123 m²、4 筆合計 44,247 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 120-3 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇104 番地 9 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇690 番地 1 現況地目 田、面積 3,974 m²外 1 筆。2 筆とも田でございまして合計 8,441 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦、大豆で、世帯員は男 2 人、女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 121-1 農地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○
理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○286 番地 1 ○○○○、申出年月日は令和 8 年 1 月
20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○749 番地 1 現況地目 田、面積
24,166 m²外 6 筆。内訳につきましては、田が 6 筆 96,667 m²、畑が 1 筆 977 m²、7 筆合計 97,644 m²とな
っております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20 日
から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田○
○○○○○円、畑○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。

整理番号 7 賃 121-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○160 番地 9 ○○○○、農地中間管理機
構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 8
年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○749 番地 1 現況地目 田、
面積 24,166 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 4 筆 48,676 m²、畑が 1 筆 977 m²、5 筆合計 49,653 m²
となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 2 月 20
日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田
○○○○○○円、畑○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設
定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 3 人、女 2
人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18
条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 121-3 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○603 番地 ○○○○、農地中間管理機
構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 8
年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○1049 番地 現況地目 田、
面積 40,193 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令
和 8 年 2 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては
10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を
受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人。
地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条
第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 121-4 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○104 番地 9 ○○○○、農地中間管理機
構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 8
年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○700 番地 1 現況地目 田、
面積 7,798 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令
和 8 年 2 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月となっております。借賃につきましては
10a あたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を
受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦、大豆で、世帯員は男 2 人、女 3 人。
地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条
第 5 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 30 件、所有権移転 3 件、使用貸借 13 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号 7 賃 105-1 及び 105-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 賃 105-1 及び 105-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 賃 105-1 及び 105-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 使 106-1 及び 106-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 使 106-1 及び 106-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 使 106-1 及び 106-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 賃 107-1 及び 107-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 賃 107-1 及び 107-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 賃 107-1 及び 107-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 所 108-1 から 108-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 所 108-1 から 108-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 所 108-1 から 108-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 使 109-1 及び 109-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 使 109-1 及び 109-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 使 109-1 及び 109-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 使 110-1 及び 110-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 使 110-1 及び 110-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号 7 使 110-1 及び 110-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 7 使 111-1 及び 111-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 使 111-1 及び 111-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7使111-1及び111-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7使112-1及び112-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使112-1及び112-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7使112-1及び112-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃113-1及び113-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃113-1及び113-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃113-1及び113-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7使114-1から7賃114-4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使114-1から7賃114-4について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7使114-1から7賃114-4は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃115-1及び115-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃115-1及び115-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃115-1及び115-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃116-1及び116-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃116-1及び116-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃116-1及び116-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7使117-1及び117-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使117-1及び117-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7使117-1及び117-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃118-1から118-8について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃118-1から118-8について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃118-1から118-8は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃119-1及び119-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7 賃 119-1 及び 119-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7 賃 119-1 及び 119-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号7 賃 120-1 から 120-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7 賃 120-1 から 120-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7 賃 120-1 から 120-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号7 賃 121-1 から 121-4 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7 賃 121-1 から 121-4 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7 賃 121-1 から 121-4 は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は2月26日木曜日 午後3時30分から、現地調査につきましては2月19日木曜日
午前9時30分から 第5班 中島委員、長尾委員、桂委員にお願いします。それでは本日の総会を閉
会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後4時15分 終了)

